明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

一　○本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件（**金融庁**七九）
○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（**法務**三六四）
二　○円借款の供与に関する日本国政府とエジプト・アラブ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**三三八）
○気候変動による自然災害対処能力向上計画のための贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**三三九）
三　○乳がん早期発見機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とセルビア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**三四〇）
○保安林の指定をする件（**農林水産**一〇七八～一〇八二）
○保安林の指定を解除する件（**同**一〇八三～一〇九三）
四　○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一〇九四～一〇九七）
○平成二十一規制年度における特定物質の生産量及び消費量並びに輸入量及び輸出量の算定値の実績を告示する件（**経済産業**一六四）
五　○土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した件（**国土交通**七五四）
○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**七五五）
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（**同**七五六）
六　○道路に関する件（**関東地方整備局**三〇九、三一〇）
○道路に関する件（**九州地方整備局**九二）
七　○道路に関する件（**北海道開発局**九四、九五）

〔人事異動〕

八　農林水産省　経済産業省　防衛省

〔皇室事項〕

九　〔官庁報告〕

官庁事項

九　紛失された外交官等身分証明票の無効について（外務省）
九　中部地方整備局公示（中部地方整備局）

通　運

海事補佐人の登録、登録抹消
（海難審判所）

国土調査の成果の認証の公告
一〇　（国土交通省）

〔公　告〕

諸事項

官庁
適格機関投資家、財団、建設業の許可の取消処分関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
会社その他

告示

○金融庁告示第七十九号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年七月十四日

金融庁長官　三國谷勝範

第一条第七十六号を次のように改める。

七十六　大和企業投資株式会社

○法務省告示第三百六十四号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の市区長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十二年七月三十一日から効力を生ずる。

平成二十二年七月十四日

法務大臣　千葉　景子

山形県長井市長
大阪府大阪市福島区長
大阪府大阪市此花区長
大阪府大阪市大正区長
大阪府大阪市生野区長
大阪府大阪市旭区長
大阪府大阪市阿倍野区長
大阪府大阪市住吉区長
大阪府大阪市東住吉区長

○外務省告示第三百三十八号

平成二十二年三月十五日にカイロで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がエジプト・アラブ共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十二年六月二十九日に効力を生じた。

平成二十二年七月十四日

外務大臣　岡田　克也

（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本使は、日本国とエジプト・アラブ共和国との間の友好関係及び経済協力を強化し並びにエジプト・アラブ共和国の開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とエジプト・アラブ共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。